

石川県看護師特定行為研修支援事業に係る留意事項

第1 補助対象となる人数について

1 施設につき1名の受講者のみが対象となる。

※当該年度に複数名の受講者がいた場合や、別の年度に受講者がいた場合において、その者は補助対象とはならないため注意すること。

第2 研修期間が年度をまたぐ場合の交付申請について

申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとする。年度を超えて実施する場合には、翌年度4月1日以降の申請については、翌年度に改めて行うこと。

第3 B課程認定看護師養成研修について

上記研修に組み込まれている特定行為研修部分は本補助金の対象とならない。